

令和８年度 第２回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和８年８月２７日（木） １０時００分～

会議場所：石狩市庁舎５階 第１委員会室

出席者 委員：福田会長、榎本委員、氏家委員、遠藤委員、花田委員、
木村委員、長原委員

石狩市：事務局 建設部 部長 小島 郁也
建設総務課 課長 那須野 英人
建設総務課 主査 鶴沼 雄一
建設総務課 主任 吉岡 瑞穂

傍聴者：０名

報道機関：１名（北海道建設新聞社）

<事務局：那須野課長>

定刻となりました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、令和８年度第２回石狩市都市計画審議会を開催いたします。

本審議会の事務局を務めます、建設総務課長の那須野でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席者でございますが、石橋委員、井田委員、長川委員より欠席する旨の申し出がございました。そのため、本日の出席者は委員１０名のうち７名であり、「石狩市都市計画審議会条例第５条第１項」に規定する委員の２分の１以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしておりますＡ４版の審議会次第、諮問案件の綴り３冊とパワーポイント説明資料となります。お手元にごございますでしょうか。

それでは、次第２「諮問」を行います。加藤市長より、諮問書の提出をお願いいたします。

<加藤市長>

令和８年８月２７日、石狩市都市計画審議会会長 福田菜々様、石狩市長 加藤龍幸。札幌圏都市計画の変更について。下記案件について、石狩市決定案件については、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定に基づき、また、北海道決定案件については、同法第７７条の２第１項の規定に基づき諮問します。「札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）」、「札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画の変更（石狩市決定）」、「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（北海道決定）に係る意見について」以上、よろしくお願いいたします。

<事務局：那須野課長>

市長につきましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

<事務局：那須野課長>

それでは、今後の議事進行は会長にお願いいたします。

<福田会長>

本日の議題は、諮問案件が3件と、事前説明案件が2件です。

はじめに、諮問案件第1号「札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）」及び第2号「札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画の変更（石狩市決定）」について、関連する案件となりますので、一括して事務局より説明を受けたいと思います。

<事務局：鶴沼主査>

石狩市建設総務課 鶴沼です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、わたくしからご説明いたします。着座してご説明させていただきます。

お手元のパワーポイント資料をご覧ください。資料の右下にページをふってございます。最初に4ページをご覧ください。

本件につきましては、6月に開催されました令和8年度第1回の本審議会にて事前にご説明いたしました内容から変更はございません。

緑苑台地区において令和5年度に約20年ぶりに宅地造成が再開され、今年度さらなる宅地需要の増大に伴い造成区域が拡大されることから、既存宅地と同様の土地利用を図るため、用途地域及び地区計画を変更いたします。

図の青枠部分が用途地域の変更範囲、赤枠部分が地区計画の変更範囲でございます。

次に、お手元にお配りした資料の「【諮問案件第1号】札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）」についてご説明いたします。資料右下にページがふってあります。

1ページをご覧ください。

都市計画変更の理由書です。今回の用途地域の変更は、現在宅地造成が行われている区域の都市計画道路「紅葉山通」沿道の用途地域を「周辺住民の利便性を考慮し、小規模の日用品店舗等が立地できるようにするため、「第1種低層住居専用地域」から「第2種低層住居専用地域」へ変更いたします。

2ページをご覧ください。こちらは法定図書である計画書であり、

石狩市全体の用途地域の決定事項として、面積、建築物の容積率、建築物の建蔽率、外壁の後退距離の限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度が、用途地域ごとに

定められています。

3ページをご覧ください。こちらは新旧対照表です。

今回の変更箇所の面積は、第1種低層住居専用地域が0.4ヘクタール減となり、第2種低層住居専用地域が0.4ヘクタール増となりますが、表の右端の列における面積の増減は整数での表記となるため、第1種低層住居専用地域がマイナスゼロヘクタール、第2種低層住居専用地域がプラスゼロヘクタールとなります。

4ページをご覧ください。こちらは、変更箇所図となっており、5ページの総括図及び6ページの計画図も法定図書となっております。

続いて、お手元にお配りした資料の「【諮問案件第2号】札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画の変更（石狩市決定）」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。都市計画変更の理由書です。

宅地造成の区域拡大に伴い、当該区域について新たに地区整備計画の区域設定を行い、周辺地域と同様に地区の特性に応じた良好な環境の形成及び保全を図るものです。地区の区分は「低層専用住宅地区」、「低層一般住宅地区」とします。

2ページをご覧ください。

2ページから10ページまでが、緑苑台ニュータウン地区地区計画の計画書となっており、11ページの位置図・計画図を含めて、法定図書でございます。

4ページ以降、建物のルールを定める地区整備計画として、各地区における建築物等の制限に関する事項を記載しております。

14ページをご覧ください。地区整備計画の新旧対照表でございます。

今回は面積のみの変更となり、建築物等の用途の制限に変更はありません。面積につきましては、低層専用住宅地区が45.2ヘクタールから48.7ヘクタールで3.5ヘクタール増。低層一般住宅地区が4.6ヘクタールから4.9ヘクタールで0.3ヘクタールの増となっており、地区整備計画の緑苑台ニュータウン地区の全体面積は3.8ヘクタール増の71.0ヘクタールとなります。

16ページをご覧ください。緑苑台ニュータウン地区地区計画の新旧対照図です。

今回の宅地造成箇所について、これまで定められていなかった地区整備計画を、用途地域の制限に上乗せして定めます。

なお、紅葉山通沿道に定める「低層一般住宅地区」では用途地域において第1種低層住居専用地域であったものを第2種低層住居専用地域に変更し、小規模の日用品店舗等が立地できるようにしておりますが、地区計画において3戸以上の長屋、3戸以上の共同住宅、寄宿舍または下宿の建築ができないよう、用途地域に上乗せして規制することで、幹線道路沿道を周辺地区との調和と周辺住民の利便性を考慮した閑静で落ち着いたある低層の住宅地を形成する地区とします。

17ページの総括図、18ページ・19ページの計画図も法定図書となっております。

それでは、パワーポイント資料の5ページにお戻りください。

6月に開催された第1回の審議会後、北海道への事前協議を行い、8月7日から21日まで案の縦覧を実施した結果、意見はございませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、本日、答申をいただいた後に、北海道協議を経て、来月中の告示を予定しております。

わたくしからは以上です。

<福田会長>

ありがとうございます。資料の説明が終わりましたので、本案件について何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

<福田会長>

では、意見が無いようですので、この件に関しては妥当であるということで、次の案件に移ってよろしいでしょうか。

<福田会長>

それでは続いて、諮問案件第3号「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道決定）の変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

<事務局：鶴沼主査>

それでは、わたくしからご説明いたします。

パワーポイント資料の6ページをご覧ください。

諮問案件第3号「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（北海道決定）に係る意見について」ご説明いたします。

都市計画の整備、開発及び保全の方針について、通称である区域マスタープランとして説明いたします。

7ページをご覧ください。

北海道が決定権者である区域マスタープランは、令和2年に見直しが行われ、次回の見直しは令和12年度に予定されていましたが、昨今のラピダス進出という国策級のプロジェクトの発生を受け、北海道は令和8年に急遽中間見直しを行うこととしました。

石狩市は、この見直しにあわせて、本市が目指す市街化調整区域における産業系土地利用の実現に向け、昨年度、本審議会において諮問・答申を経て基本方針を策定し、北海道に対し、本年2月に区域マスタープランへの位置づけを申し出ました。

今月7日から21日まで、北海道において市の申出を反映した案の縦覧が実施され、あわせて案の内容について本市の意見を求められています。

8ページをご覧ください。

本市が申し出を行った区域マスタープランへの書き込み案は記載のとおりであり、北海

道において作成された案には本市の申し出のとおり記載がされていることから、本市としては「意見なし」としたいと考えております。

区域マスタープラン全体の変更内容につきましては、お手元にお配りしている資料をご確認ください。

なお、今後のスケジュールについてですが、北海道の都市計画審議会において本審査が行われ、11月上旬の区域マスタープランの変更が予定されております。これをもって、本市で昨年度定めました産業系土地利用を図りたいと考えている市街化調整区域において、地域未来投資促進法や市街化調整区域における地区計画といった制度の活用が可能となります。

わたくしからは以上です。

<福田会長>

ありがとうございます。資料の説明が終わりましたので、本案件について何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

<福田会長>

では、意見が無いようですので、この件に関しては妥当であるということによろしいでしょうか。

<福田会長>

それでは、諮問のあった3案件について審議を行ってまいりましたが、いずれの案件についても妥当であるという結論となりましたので、そのように答申したいと思います。

文案については、こちらのスクリーンで確認したいと思います。

答申書案について、修正等がございますでしょうか。お示しした内容により、答申することにご異議はございませんか。

ありがとうございます。これより正式な答申書を作成しますので少しお待ちください。

<福田会長>

それでは、答申書をお渡しします。

令和8年8月27日、石狩市長 加藤龍幸様、石狩市都市計画審議会会長 福田菜々。札幌圏都市計画の変更について。令和8年8月27日付け、石建総第193号で諮問のあった下記の案件については、慎重審議の結果、妥当であると判断する。「札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）」、「札幌圏都市計画緑苑台ニュータウン地区地区計画の変更（石狩市決定）」、「札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（北海道決定）」に係る意見について」以上です。

<事務局：小島部長>

ありがとうございます。

<福田会長>

それでは引き続き、事前説明案件第1号「札幌圏都市計画特別用途地区の変更について（石狩市決定）」について、事務局より説明をお願いします。

<事務局：鶴沼主査>

それではわたくしから、事前説明案件、「札幌圏都市計画特別用途地区の変更について（石狩市決定）」ご説明いたします。

パワーポイント資料の10ページをご覧ください。

石狩湾新港地域のREゾーンにおいては、データセンターの集積が急速に進み、多様なニーズが発生しています。REゾーンは複数の脱炭素電源と大型需要が集積している稀有なエリアであり、先端技術産業の集積により生まれる交流の増進、再エネ産業の普及・啓発、BCPといったニーズに対応し、さらなる産業活性化・脱炭素ドミノを目指すため、新たな特別用途地区を設定し、適正な土地利用を図るため、都市計画変更を行いたいと考えています。

特別用途地区は、用途地域に新たな制限を上乗せし、地域特性に応じ建築物の用途を地方公共団体において、すなわち本市において独自に制限するというものです。

右上の図をご覧ください。石狩湾新港地域のエネルギー産業集積状況を表しています。良好な風況や広大な土地などのポテンシャルにより、電力需要と陸上風力や太陽光などの再エネ電源が同じエリアに立地する国内でも珍しい空間になっています。

また、右下をご覧ください。石狩湾新港地域は、災害リスク、電力・通信インフラなど、データセンターに求められる要件を具備していることで、ポテンシャルが高く、すでにさくらインターネット、京セラは稼働中となっており、石狩再エネデータセンターは秋に稼働予定となっています。

また、新たにNTT-MEのコンテナ型データセンターの立地が決定し、5月18日に地鎮祭が執り行われたところであり、来年4月に稼働開始予定です。

11ページをご覧ください。

本年7月28日、市内に立地するデータセンター事業者や電力・通信インフラ事業者など11社が参加した「石狩データセンターコンソーシアム」が設立されました。石狩データセンターコンソーシアムは、地域のデータセンターを「地域の計算資源」かつ「社会インフラ」と位置づけ、データセンターが地域と一体となって地域経済を盛り上げ、相互の持続的な成長を目指す、これまでにない革新的な枠組みです。

コンソーシアムでは、主に以下の事業を柱として活動を展開していきます。共同インフラ基盤の強化・確立に向けた事業として、電力インフラや通信インフラ等、データセンターの

運営に必要となるインフラ基盤を共同で強化・確立に向けた検討の推進。石狩市内に立地するデータセンターの価値向上に向けた事業として、データセンター事業における課題の共有化や、共同インフラの利用や共同運用を通じて、競争力の高いデータセンターサービスを確立するほか、地域再エネ電源の利用等により、石狩データセンターの価値向上に取り組む。石狩市との連携に向けた事業として、データセンター事業者が連携し、大規模災害時における迅速かつ実効性のある防災体制を構築します。

また、データセンター事業等に必要となる技術者の育成やデータセンター間での人材交流、雇用の創出を推進するほか、データセンター事業における市民や地元企業への理解を醸成し、地域経済の基盤確立に寄与することを目的としています。

12ページをご覧ください。

R Eゾーンでは、データセンターの集積や石狩データセンターコンソーシアムの設立など、新たなニーズが発生しています。

たとえば、市民も含め、先端産業事業者の对外情報発信や、再エネや環境問題に関する普及・啓発を行う施設、先端産業などの関係者向けの交流機能、集う人々のための飲食スペース、データセンター関連のサプライチェーンのオフィス需要、データセンターや周辺企業のBCP対策として災害時に利用者が滞在できる宿泊機能などです。

石狩市では、これらのニーズにこたえとともに、R Eゾーンのさらなる高度化・多機能化・交流拠点化を目指し、先端産業にかかわる人々や市民によるシナジー効果を発揮させるべく、地域を牽引する機能を配置する、これまでにないデータセンター集積地の実現を目指したいと考えております。

なお、現在想定している地区には、地上4階地下1階、延べ床面積約9,000平米の旧石狩美術館の建物が閉館後利用されない状態で立地しています。この未利用の建物を有効に活用し、R Eゾーンの高度化を牽引する施設としたいと考えています。

しかし、市で考えているこれらの先進的な利用方法は、現在当該地に定められている特別用途地区である情報技術関連特別業務地区では対応ができないことから、石狩湾新港R Eゾーンの多機能化・交流拠点化に向け、新たな特別用途地区（（仮称）次世代情報産業特別業務地区）を定める都市計画変更が必要と考えています。

13ページをご覧ください。

新たな特別用途地区を設定する範囲については、現在の石狩美術館が立地している約9,200平米の用地です。当該用地の用途地域は準工業地域となっており、特別用途地区は情報技術関連特別業務地区となっており、周辺にはデータセンターが立地しています。

14ページをご覧ください。

当該エリアおよびその周辺の鳥観図です。データセンター群の中心に位置する当該用地は、R Eゾーンを牽引するハブとしての役割を実現するために最適な位置となっています。

新たに定めようとしている（仮称）次世代情報産業特別業務地区においては、データセンターコミュニティとして物販店舗等の先端情報産業向け業務支援機能、会議や飲食スパー

ス、コワーキングスペース等のコミュニティスペース、企業の研修などを開催した場合の簡易宿泊機能。A I、再エネ、教育のコラボとして、再エネや先端情報産業の普及・啓発活動、学校教育との連携、A Iやデータセンターに関するイベント。デジタルコンテンツとして、A Iと音楽をコラボするための音楽スタジオ、例えばライジングサンの開催地近傍であることを活用したボーカロイド（歌声合成技術）とのコラボ、e スポーツ大会の開催。デジタルインフラBCPとして、24時間365日の安定稼働が求められるデジタルインフラであるデータセンターの災害時対応拠点といった機能を持たせ、各機能が同一の箇所にあることによるシナジー効果を発揮させ、「石狩デジタルイノベーションHUB」として、データセンターコミュニティを中核とした産業共創拠点の創出を図ります。

15ページをご覧ください。

石狩デジタルイノベーションHUBの実現に向け、現在の特別用途地区である情報技術関連特別業務地区で制限されている建築物のうち、記載の建築物について、情報技術関連の施設に限り建築可能とした、「(仮称)次世代情報産業特別業務地区」を定めます。

具体的には、店舗又は飲食店について、延べ面積が1,500平米までとされているところ、3,000平米まで緩和するものです。店舗や飲食店をデータセンターの集積する本地区に配置することで技術者やクリエイターの打合せスペースとしての利用など、交流機能の活発化を目指します。

ホテル又は旅館について、企業のための宿泊研修施設を簡易宿所として立地を認めます。また、災害時等の非常時でも24時間稼働を止めることができない重要なデジタルインフラであるデータセンターの維持のため、保守要員が迅速に対応するための待機機能も想定しています。

次に観覧場については、e スポーツの運営を想定しています。e スポーツは電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指し、単なる遊興施設にとどまらず、情報通信技術、映像配信、デジタルコンテンツ制作、イベント運営、人材育成等と密接に関連する産業となっています。e スポーツの大会を開催するにあたって、観覧場の規制を緩和するものです。

次に学校についてですが、情報技術関連施設にかかわる大学、高専、専修学校又は各種学校を想定しています。

次に麻雀屋関係ですが、これもe スポーツの運営を想定しています。あくまで情報技術関連施設の用途に供する施設のみ、緩和します。

次にカラオケボックスについて、想定しているのは音楽スタジオです。音楽スタジオがカラオケボックスに相当するため、緩和します。具体的にはボーカロイド、音楽生成A I、3DCG、映像配信等を行うデジタルコンテンツ制作が可能な施設です。

最後に学習塾の関係ですが、プログラミング教室など、情報技術関連施設に関する教育又は訓練を主たる目的とする学習塾を想定しています。

なお、記載内容につきましては今後詳細な検討により変更の可能性があります。

16ページをご覧ください。今後の都市計画変更のスケジュールについて、ご説明いたし

ます。

本日、事前説明をしたのち、9月上旬には北海道都市計画課に対する事前協議を行い、11月頃に計画案の縦覧、併せて特別用途地区については条例改正が必要となるため、その条例改正のパブコメ。12月には第3回の都市計画審議会で諮問、答申をいただき、北海道協議。翌年2月の令和9年第1回定例会において条例改正案を提案し、3月の変更告示、条例改正を目指します。

わたくしからは以上です。

<福田会長>

ありがとうございます。資料の説明が終わりましたので、本案件について何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

長原委員、お願いします。

<長原委員>

「仮称」となっていますが、新しく設定されるということですか。

<事務局：鶴沼主査>

はい。新規で設定したいと考えております。

<長原委員>

他の自治体で、このような特別用途が設定されているという前例はあるのでしょうか。

<事務局：鶴沼主査>

今のところ、把握しておりません。

<長原委員>

そうすると、石狩市としては、今までにない進んだ設定ということになるのでしょうか。

<事務局：鶴沼主査>

はい。

<長原委員>

わかりました。

もうひとつ、関連で質問したいのですが、あまり直接関係ないかもしれませんが、データセンター関係の再エネ利用ということで、さらにデータセンターが増えるということですが、現在計画されている厚田における東急不動産の風力発電の電力も、この地域に集中する

ということで予定されているのでしょうか。

<事務局：小島部長>

ご質問いただきましてありがとうございます。

このエリア全体は、ご承知のとおりデータセンター群として立地を推進するにあたって、REゾーンという再エネを活用するゾーンとして設定しておりますので、基本的には地域の中の再エネ等を使って、データセンターを集積していきたいという考え方を持っておりますが、電力の活用方法について個別具体的に明確になっているものは公表しておりますけれども、明確になっていないものもありますので、その部分については今後の事業者等との協議の中で具体的にになった段階でお示しできるかと思っております。基本的には、電力消費の多いデータセンターの運用に、地域の再エネを活用していきたいというのが我々の考え方です。

<長原委員>

もうひとつ、合同会社石狩再エネデータセンター第1号には東急不動産も参加しているということになりますか。その関連で、厚田の風力発電と関連付けて、再生可能エネルギーを地産したものを地域で活用しようという、一体性を持った計画ということになるのでしょうか。

<事務局：小島部長>

現時点におきましては、大元の事業者は同じですが、厚田の風力発電は別の事業として運用しておりますし、明確に繋がっているわけではございません。

<長原委員>

わかりました。ありがとうございます。

<福田会長>

はい。そのほかに、ご質問やご意見はありますでしょうか。

榎本委員、お願いします。

<榎本委員>

旧石狩美術館は、今は東急不動産が所有しているのですか。

<事務局：小島部長>

現時点におきましては、他の民間事業者様が所有されております。

<榎本委員>

今説明のあった「次世代情報産業特別業務地区」については、事業者には説明した上での話ということですね。

<事務局：小島部長>

立地に関する情報は機密情報になりますので公表はできないものとなりますけれども、色々な事業者様との協議の上で想定しているところであります。

<榎本委員>

ありがとうございます。これだけのことをすると、建物はかなり大規模に改修しなければならないということになりますね。面白いですね。楽しみです。期待しています。

<事務局：小島部長>

ありがとうございます。

<福田会長>

はい。そのほかに、何か意見等はございませんでしょうか。

<福田会長>

それでは、そのほかのご意見が無いようですので、引き続き、事前説明案件第2号「立地適正化計画の変更について」事務局より説明をお願いいたします。

<事務局：鶴沼主査>

それではわたくしから、事前説明案件、「立地適正化計画の変更について」ご説明いたします。

18ページをご覧ください。

本市は、昭和40年代の宅地分譲開始以降、人口が右肩上がりに増加するとともに、平成17年には厚田村・浜益村との合併により、行政区域が旧市域の約6倍になるなど、これまでも増して豊富な地域資源と可能性を有する都市へと発展していきました。

しかしながら、合併時をピークに人口が減少に転じ、今後もその傾向が進むものと予測されておりますが、このような社会情勢の中にあっても、本市の歴史・文化や自然環境をはじめとした様々な魅力を活力に持続可能なまちづくりを推進していくため、今後の都市整備の指針となる石狩市都市整備骨格方針を策定しております。

下の図をご覧ください

石狩市都市整備骨格方針は、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、住生活基本計画、立地適正化計画の4計画により構成しており、令和2年4月から運用を行っております。

立地適正化計画は、図にありますように、都市計画マスタープランの一部とみなされるほか、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市計画マスタープランの高度化版としての意味合いを持っています。

また、本計画については、都市再生特別措置法第84条第1項において、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価に努め、必要がある場合は計画変更を行うものとされていることから、令和9年度に変更を行います。

19ページをご覧ください。はじめに立地適正化計画についてご説明いたします。

立地適正化計画は、平成26年に制度化されたものです。根拠となる法律は都市再生特別措置法であります。

都市計画法による従来の土地利用計画のみならず、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通などの誘導により、都市全体を見渡したうえで、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進し、居住機能及び都市機能を人口が集中する市街地に誘導することにより、人口密度を維持することで、持続可能なまちづくりを実現しようとする計画であります。石狩市においては令和2年に策定しております。

そして、この立地適正化計画についての対象区域、計画で定めるものについては、中ほどに記載しておりますが、対象区域は法で定められた都市計画区域内です。

そして、定めるものは、居住誘導区域と都市機能誘導区域としており、この居住誘導区域と都市機能誘導区域はどのような区域に定めるかというのは、その下段に、それぞれ記載してございます。

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、そのことで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、文字通り居住を誘導すべき区域、都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業など、都市機能を都市の中心や生活の拠点に集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則、先ほどご説明した居住誘導区域の中に設定するものであります。

20ページをご覧ください。

次に、本市における居住誘導区域、都市機能誘導区域です。

立地適正化計画の区域は都市計画区域内とし、図のとおり2種類の誘導区域を設定しています。

黒の太線は立地適正化計画の区域、イコール都市計画区域を表しております。青線で囲っている区域は居住誘導区域、その中の赤線で囲っている区域は都市機能誘導区域となっております。

21ページをご覧ください。次に計画の見直しについてです。

立地適正化計画は、都市の長期的な体質改善を目的として制度化されたものです。都市再生特別措置法では、市町村はおおむね5年ごとに立地適正化計画に基づく施策の実施状況や効果についての調査、分析及び評価を行う様務める必要があるとされています。

つまり、立地適正化計画は「作成して終わり」ではなく、施策の効果や実効性を普段に検

証し、評価結果を踏まえ適切な見直しを行う動的な運用が求められる制度であり、適切にPDCAサイクルを回していく必要があります。

石狩市の立地適正化計画の計画期間はおおむね20年間（令和2年～22年）とし、おおむね5年ごとを目安に都市の現況を精査の上、計画見直しの必要性について検討することとなっています。

調査、分析及び評価の手順及び方法についてですが、まず見直しに向けては、現在の立地適正化計画の運用状況について調査、分析及び評価が必要となります。

立地適正化計画の取組を通じて解決すべき都市の課題に対して、設定した評価指標をもとに施策効果の発現状況や、発現した効果や都市の体質の改善状況等についてモニタリングをし、適切な見直しを行うことが必要です。

次に、計画見直しの必要性検討です。調査、分析及び評価の結果、施策の効果が十分に発現していない、今後も指標の改善が見込めないなどの場合は、誘導施策の充実や再検討等、計画の見直しが必要になります。

現時点で見直しが必要と考えておりますのが、緑苑台の宅地造成に伴う居住誘導区域の拡大、任意に設定している誘導区域外のエリアについての見直し、令和2年6月の都市再生特別措置法改正により定める必要が生じた「防災指針」について、災害リスクの分析とその結果に基づく防災指針の追加です。

さらに、都市機能誘導区域についても見直しを行いたいと考えており、この後説明いたします。

22ページをご覧ください。都市機能誘導区域における誘導施設の見直しです。

現在の石狩市立地適正化計画では、市役所周辺の赤で囲われた区域が都市機能誘導区域となっています。その区域には、誘導施設として市役所や国・北海道などの行政機能を有する施設、図書館、商業施設が定められています。

現在検討が進められている文化ホールやプールの複合施設について、立地場所は市役所周辺が望ましいとされているほか、文化ホールやプールは市民サービスの向上が期待できるほか、集客やにぎわいが創出されることが予想できます。

また、都市機能誘導区域内の充実、立地適正化計画が目指すコンパクトプラスネットワークの実現にとって重要と考えられます。

このため、来年度の立地適正化計画変更にあたって、誘導施設に、現在検討が進められている文化ホールやプールの複合施設を位置づけ、都市機能誘導区域のさらなる充実を目指したいと考えているところであります。

わたくしからは以上です。

<福田会長>

ありがとうございます。資料の説明が終わりましたので、本案件について何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

長原委員、お願いします。

<長原委員>

細かいことではありますが、資料２２ページの都市機能誘導区域の図の中に、石狩市公民館と書いてありますが、公民館はもう無いのではないのでしょうか。

<事務局：鶴沼主査>

この図は、令和２年に立地適正化計画を策定したときの図になっておりますので、現在は公民館はありません。

<長原委員>

直接本日の議題と関係はないのだろうと思いますが、立地適正化計画の個別計画で位置づけられるべき事項かもしれませんが、今後考えられる、石狩市の災害に強いまちづくりに関連して、今般ご承知のとおり、大雨による都市災害などが頻発している状況が見受けられており、石狩市においても、かつての浜益区群別地区で大雨が降って大変な状況を経験していますけれども、今後どこで集中豪雨や大雨が降るかわかりませんので、石狩市の雨水・排水の計画では、１時間あたり何ミリくらいの降雨量を想定して設計されているのでしょうか。石狩市の都市計画区域内においても、外水だけではなく内水による氾濫ということも考えられるのでしょうか。もしわかれば、お話いただけるとありがたいと思います。

<福田会長>

はい、事務局お願いいたします。

<事務局：那須野課長>

石狩市の下水道計画における雨水管の設計雨量ですが、１時間あたりおよそ３５ミリ前後を基準として整備が進められております。

<長原委員>

１時間あたり１００ミリ、１５０ミリの雨となると、やはり内水氾濫ということが考えられることになりますね。

今後、立地適正化計画の見直しにおいて防災指針の中で、このような問題についても検討されていく見通しになるのでしょうか。

これから、都市計画を考える際には、このような視点もぜひ意識した取り組み方が必要になるかと思うので、ぜひよろしくお話ししたいと思い、発言させていただきました。

<福田会長>

事務局お願いします。

<事務局：鵜沼主査>

具体的な防災指針の中身は、来年度の変更の作業の中で検討してまいりますし、都市計画審議会の中でもご説明をさせていただきますけれども、基本的には防災指針というのは、災害リスク分析を踏まえて、必要な防災対策や安全確保対策、またハード・ソフト両面からの取組みを記載するというのが通常考え方となっており、これによって都市の防災力の向上を図るといったようなことが目的となっております。

<福田会長>

よろしいでしょうか。

確かに、大雨の被害は近年すごく増えているように考えられますし、最近、札幌でも大雨で大変なことも起きていたようですし、今朝も石川県で氾濫の可能性なども報道されていましたが、防災に関しては重要な話になってくると思いますので、タイミングを見計らって見直し、さらには追加というようなかたちで充実していけば良いかと思いますので、石狩市の皆様にはそれに対応していけるようにしていただければよろしいかなと思います。

<福田会長>

ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

それでは、これで本日予定していた案件についての審議を終了することになります。

最後に「その他」として事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

<事務局：那須野課長>

事務局より1点、連絡事項がございます。

次回の都市計画審議会は、12月下旬を目途に開催を予定しております。

今回は、本日の事前説明案件第1号「札幌圏都市計画特別用途地区の変更」について、諮問案件としてご審議いただき、答申をいただく予定としております。

委員の皆さまには、後日、事務局より日程調整のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

<福田会長>

はい。ありがとうございます。

今ご連絡のあったとおり、次回は12月下旬を予定しているということになります。

議事録については、ご発言のあった委員の皆様にご確認いただいたのち、会長の私と、榎本委員で行いたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

<福田会長>

それでは、円滑な会議運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

令和8年9月25日 議事録確認

会 長 福田 菜々

委 員 榎本 哲史
